（交付の方法）

第三十八条　法第四十四条において読み替えて準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付は、次のいずれかの方法によってする。

一　対象書類の写しの交付にあっては、当該対象書類を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

二　対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

（手数料の納付）

第三十九条　令第一条第二項の法務省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。

一　手数料の額

二　対象書類又は対象電磁的記録

三　交付に係る用紙の枚数

四　手数料の納付の年月日

附　則

この省令は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○農林水産省令第十二号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第二十三条第三項並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）第五条第三項、第四項及び第七項の規定に基づき、農林物資の規格化等に関する法律施行規則及び食品表示法第八条第二項及び第九条第一項の規定による立入検査及び質問並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第五条第三項、第四項及び第七項の規定による都道府県知事の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十一日

農林水産大臣　森山　裕

農林物資の規格化等に関する法律施行規則及び食品表示法第八条第二項及び第九条第一項の規定による立入検査及び質問並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第五条第三項、第四項及び第七項の規定による都道府県知事の報告に関する省令の一部を改正する省令

（農林物資の規格化等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第七十七条中「地方農政局長に」を「者に」に改め、同条第一号中「都道府県知事」の下に「及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長」を加え、同条第二号中「地方農政局長」の下に「（北海道農政事務所長を含む。次号から第七号までにおいて同じ。）」を加える。

（食品表示法第八条第二項及び第九条第一項の規定による立入検査及び質問並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第五条第三項、第四項及び第七項の規定による都道府県知事の報告に関する省令の一部改正）

第二条　食品表示法第八条第二項及び第九条第一項の規定による立入検査及び質問並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第五条第三項、第四項及び第七項の規定による都道府県知事の報告に関する省令（平成二十七年農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

題名及び第四条の見出し中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十八号

電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、電気工事士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十一日

経済産業大臣　林　幹雄

電気工事士法施行規則の一部を改正する省令

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号イ中「電気さく」の下に「（定格一次電圧三百ボルト以下であつて感電により人体に危害を及ぼすおそれがないように出力電流を制限することができる電気さく用電源装置から電気を供給されるものに限る。以下同じ。）」を加え、同号ヲ中「（電気さく用電源装置を除く。）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第二条第一項に規定する一般用電気工作物及び同条第二項に規定する自家用電気工作物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告　示

○金融庁告示第七号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の規定に基づき、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）等の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十一日

金融庁長官事務代理

金融庁総務企画局長　池田　唯一

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第一条　銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を次のように改正する。

第七条第五項第一号イからニまでを次のように改める。

イ　オン・バランス資産の額（連結貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びにロ及びハに掲げる事項の額を控除した額をいう。）

ロ　デリバティブ取引等（持株自己資本比率告示第五十七条第一項の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下この号において同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額（デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）

ハ　レポ取引等に関する額（レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額をいう。）

ニ　オフ・バランス取引（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。）に関する額（取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額、対象資産に係るエクスポージャーの額及び証券化エクスポージャーの額の合計額をいう。）

第七条第五項第三号イ中「の額及び」を「及び借入金の額並びに」に改める。

（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正）

第二条　金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項第一号イからニまでを次のように改める。

イ　オン・バランス資産の額（連結貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びにロ及びハに掲げる事項の額を控除した額をいう。）

ロ　デリバティブ取引等（連結自己資本規制比率告示第四十六条第一項の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下この号において同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額（デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）